

地域包括支援センター 管理者
居宅介護支援事業所 管理者
総合事業指定事業所 管理者 } 様

大田区福祉部元気高齢者担当課長
金子 法子

令和6年度 大田区介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定等について（通知）

平素より、大田区の高齢福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度報酬改定に伴い、大田区介護予防・日常生活支援総合事業においても、令和6年4月実績分から報酬改定を実施いたします。つきましては、必要な手続等について、適宜ご対応をお願いいたします。

なお、変更後のサービスコード表及び単位数マスタ（CSV）は、後日、区ホームページ及びケア倶楽部に掲載します。

記

1 方針

訪問型並びに通所型サービスA及び介護予防ケアマネジメント費は、国の取扱いを踏まえて基本報酬を見直す。

訪問型、通所型サービスAの「介護職員等処遇改善加算」は、区内事業所の取得状況を勘案し、「介護職員等処遇改善加算Ⅱ」の加算率を乗じた単位数を基本報酬に含めることとし、新たな加算は設定しない。

また、通所型のサービスの「運動器機能向上加算」は、基本報酬に包括化するため廃止する。

2 改定内容

サービスの種類	算定項目	現行単位数	改正後単位数
訪問型サービス（A3）	生活力アップサポート	285単位	316単位
通所型サービス（A7）	はつらつ体力アップサポート	338単位	390単位
	いきいき生活機能アップサポート	389単位	446単位
	運動器機能向上加算	225単位	廃止
介護予防ケアマネジメント（AF）	介護予防ケアマネジメント	438単位	442単位

3 改定日

令和6年4月1日

4 参考通知等

○令和6年3月15日公布「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第86条）」

○令和6年3月18日付け事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（その4）」

5 その他

通所型サービスの運動器機能向上加算の廃止に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」（第5号様式）の提出は不要です。

大田区 福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当
電話 03-5744-1407
担当 森田・河本・内山・渡部・卯木